

「攻めの予防医療」の具体化と 分野横断で挑む新たなリハビリ政策

厚生労働省は5月19日、医療・介護・障害福祉の垣根を越え、分野横断的にリハビリテーション政策を推進する「リハビリテーション統括調整室」を設置した。江浪武志室長(大臣官房審議官)に、設置の背景やミッションなどについて話を聞いた。

厚生労働省リハビリテーション統括調整室



厚生労働省の江浪武志リハビリテーション統括調整室長

厚生労働省内に5月19日に新設された「リハビリテーション統括調整室」(以下、統括調整室)が、医療・介護関係者の間で大きな注目を集めている。統括調整室の設置は、上野賢一郎厚生労働大臣の強い政治的イニシアチブで実現した。背景には、大臣就任後の国会質疑や、自民党の議員連盟による決議などがあり、このタイミングでの設置に至った。

リハビリテーション政策は従来、厚生労働省内において多岐の部局にまたがっていた。医療保険制度であれば保険局、医療提供体制の政策であれば医政局、高齢者介護・福祉施策であれば老健局、障害者支援であれば障害保健福祉部な

ど、それぞれ担当部局が存在する。しかし、今回改めて統括調整室という「室」が設置され、分野横断的にリハビリテーション政策を進めていく大きな理由の一つは、「攻めの予防医療」の推進にある。

「攻めの予防医療」の中で リハビリが持つ 「予防的意義」を再定義

高市早苗政権が掲げる「攻めの予防医療」の推進は、厚労省にとって重要命題。これは、上野大臣が大臣就任前から「明るい社会保障」の実現に向けて取り組んできた分野の延長線上にあるもの。高市総理が2月の施政方針演説で述べて

「この「攻めの予防医療」について、厚労省では26年夏を目指して具体的な対策を取りまとめるスケジュールで動いている。」

さらに、この「攻めの予防医療」の中には、認知症や歯科保健、栄養・食生活などに加え、リハビリテ

ーションが位置付けられており、これら総合的な対策を取りまとめるスケジュールを念頭に逆算する形で、この5月の統括調整室設置につながったという。

5月19日に行われた上野大臣の閣議後会見では、「リハビリテーション専門職の皆さんの活躍の場は医療・介護にとどまらず、予防や健康増進の分野にも拡大していきます」という発言がなされた。

この発言からは、「リハビリ政策が、より予防へとシフトしていくのではないか」という印象がある。江浪武志リハビリテーション統括調整室長は「予防ばかりを推進する組織ではなく、これまで医療、介護、福祉などで行われているリハビリテーション政策をしっかりと推進するための組織」としているが、予防についての取り組みは統括調整室の論点の一つに挙げられている。

この予防に関しては、自民党の攻めの予防医療に関する関係合同会議(田村憲久座長)が6月4日、「骨太の方針2026」策定に向け